

## 関係詞節と先行詞の定性について\*

田 中 秀 毅

### On Relative Clauses and the Definiteness of their Antecedents

Hideki TANAKA

#### Abstract

The relative clause has long been discussed in various linguistic studies. Its research, however, seems never to be over. This paper presents another discussion on relative clauses, which focuses on the definiteness of the antecedents of a particular kind of relative clause, i.e. relative clauses that include “partitives” such as *all of whom* or *each of which*. I first summarize basic features of ordinary relative clauses whose antecedents are definite (“definite” relative clause) and those whose antecedents are indefinite (“indefinite” relative clause). Then, I examine Kawano’s (2004) claim that partitive-including relative clauses

---

\* 筑波大学の加賀信広先生には草稿に目を通して頂き、有益なコメントを賜った。また、広島大学の Peter Skaer 先生、広島女学院大学の Ronald Klein, Leslie Pearsall の両先生にはインフォーマント調査にご協力頂いた。以上の先生方に記して感謝申し上げる。本研究は平成14~16年度科学研究費補助金の援助を受けて進めている研究（課題名：「日英語における数量詞と関係節の相関に基づく両者の統語的・意味的特徴について」(科研費 (14710349)) の成果の一部である。

are always indefinite ones. My conclusion against that of Kawano (2004) is that both definite and indefinite relative clauses can include partitives. I explain differences in interpretation between these two types of relative clauses, and argue, against Kawano's claim to the contrary, that indefinite relative clauses including partitives do not violate the so-called partitive constraint.

## 1. は じ め に

Smith (1964) が生成文法の枠組みで英語の関係詞節 (relative clause) とその先行詞につく限定詞 (determiner) に関する問題を論じて以来、すでに40年もの歳月を経ているが、今なお同種のテーマについて論ずることができるという現状は、関係詞節が単純明快ではない、不透明で複雑な特性を有することを裏付けているように思われる。このことは、安井 (2000: 578) が「関係詞節 (relative clause) には、よく分かっていない所がかなりある。あるところまでゆくと、知らず知らずのうちに思考停止状態に陥ってしまう問題に突き当たるのではないかと思われる」と総括していることからもうなずける。

一般的に、関係詞節が制限的關係詞節または制限節 (restrictive relative clause) と非制限的關係詞節または非制限節 (nonrestrictive relative clause) に大別されることは、あらためて確認するまでもないだろう<sup>1)</sup>。本稿は制限的關係詞節に焦点を当てるが、このタイプは「限定機能」をもつとされる。安井 (2000) のことばを借りれば、「先行詞の名詞によって指し示めされる個体の集合を、その一部の個体の (部分集合) に限定する」機能のことである。安井は制限的關係詞節の限定機能と先行詞につく冠詞の関係についてつぎの例を比較することで論じている。

- (1) a. a tulip that is yellow  
 b. the tulip that is yellow

(1a) では先行詞が不定名詞になっている。不定冠詞には「排他性」(exclusiveness)があるため、*a tulip* はチューリップの集合の1つを指す。制限的關係詞節は、先行詞の適用範囲を黄色のチューリップのみに限定する働き(限定機能)をもつ。

問題は(1b)のように先行詞が定名詞の場合である。定冠詞には「包括性」(inclusiveness)があるため、*the tulip* は、唯一的な1本のチューリップを指し示している<sup>2)</sup>。したがって、先行詞の*the tulip* は初めから特定の1本に限定されているため、關係詞節によってさらに限定されることはない。以上のことから、制限的關係詞節の限定機能は、先行詞が不定冠詞を伴う場合には成立するが、先行詞が定冠詞を伴う場合には成立しないという結論に至る。

(1) は一般的な制限節の例であるが、本稿で考察する關係節は、節内に *each of which* や *all of which* のような「部分構造」(partitive construction あるいは partitive) を含んでいる。つぎの文法対は Fetta (1974) による当該關係詞節の事実観察である(下線は筆者)。

- (2) a. \*The trucks each of which blocked the highway belonged to the independent truckers.  
 b. The trucks, each of which blocked the highway, belonged to the independent truckers.
- (3) a. \*The proofs all of which are complex demonstrate the theorem.  
 b. The proofs, all of which are complex, demonstrate the theorem.

これらの例では關係代名詞が部分構造の *of* の後ろに生じている(下線部分)が、非制限用法の(2b)・(3b)は文法的だが、制限用法の(2a)・(3a)は非文法的になる。この最小対立(minimal pair)にもとづいて、Fetta (1974) は「部分構造は制限的關係詞節と共起できない」と結論づ

けている。

河野 (2004) は、部分構造と制限的關係節が調和するつぎのような実例を収集し、Fetta の結論は強すぎると指摘している。

- (4) a. A set of words each of which differs from all the others by only one sound is called a minimal set. (P. Ladeforged, *A Course in Phonetics*, 24) (河野 (2004) の (6b))
- b. Nevertheless Huddleston's treatment of the cleft construction in terms of categories not all of which have been established on independent grounds, would seem to draw support from peculiar syntactic features of the construction. (P. Collins, *Cleft and Pseudo-Cleft Constructions in English*, 53) (河野 (2004) の (7a))

河野は、(2a) と (3a) では制限節の先行詞が定名詞 (the trucks, the proofs) になっているのに対して、(4) では先行詞が不定名詞 (a set of words, categories) になっていることに着目し、つぎのように主張している (波線は筆者)。

- (5) 制限的關係節における部分表現の生起は、先行詞の定性と密接な関係にあり、先行詞が定よりも不定の方が生起しやすい<sup>3)</sup>。(p. 361)

さらに、河野はこの特性が部分構造の特性と逆行すると述べている。部分構造ではつぎの文法対立が示すように、of に続く名詞 (以下、「of 名詞」) は定名詞でなければならない。

- (6) a. all of \*books / the books

## b. many of \*all men / all the men (河野の (8))

この特性は Jackendoff (1977) の提唱した「部分構造制約」(Partitive Constraint) によるもので、より厳密に言えば、of 名詞は指示詞 (demonstrative) または所有指定辞 (genitive specifier) を含まなければならない (cf. all of his friends)。

河野は、先行詞が定名詞である (2)–(3) では each of the trucks, all of the proofs のように部分構造制約を満たすにもかかわらず、制限節としては容認されず、対照的に先行詞が不定名詞である (4) では \*each of a set of words や \*all of categories のように部分構造制約を満たさないにもかかわらず制限節としては容認されていることをふまえて、つぎのように主張している (波線は筆者)。

- (7) 制限的關係詞節を伴う複合名詞句では、先行詞が定であれば許されず、不定であれば許されるのであるから、通常の名詞句とは全く異なる事態が生じていることになり、これはかなり奇妙な、制限節に特有の現象であると言わざるを得ない。  
(P. 631)

英語の制限的關係詞節と部分構造が共起できるかどうかを決定するのは先行詞の定性である、という主張は、河野自身も認めているように、「言語事実の指摘」にとどまっている。ここで河野の主張内容について確認しておかなければならないのは、(5) では關係詞節の先行詞が「定よりも不定の方が [部分構造が] 生起しやすい」という傾向を述べるにとどめているのに対して、最終的なコメントである (7) では制限節の先行詞が「定であれば [部分構造は] 許されず、不定であれば許される」という断定的な表現に切り替わっていることである。

言語コーパスを用いた研究でしばしば指摘されることだが、言語コーパスがその性質上、事例の集合であって、非文の例を含まないことから、

ある形式の例が見つからないことからその形式が許されないという結論を導くことは不可能である。せいぜい言えることは、その形式の使用頻度が少ないことくらいである。したがって、方法論の観点からみれば、河野 (2004) の収集した実例から導ける主張は (5) までであるとするのが妥当だろう。

(7) の主張については、河野は独立した根拠 (言語事実) を示しておらず、少なくとも文面からは Fetta (1974) のデータに全面的に頼っているように読み取れる。河野の主張の真偽を確かめるためには、実例を参考にしつつも、そこに見いだせない形式——すなわち、(2) や (3) のような部分構造を含む定関係詞節——については、インフォーマント調査を繰り返して地道に考察を詰めていくしかないであろう。実際にインフォーマント調査を試みたところ、部分構造を含む関係詞節は必ずしも不定関係詞節に限られるわけではなく、定関係詞節も容認されることが確かめられた。したがって、実際の言語事実の観点からも、河野 (2004) の主張のうち (5) のほうが妥当で、(7) は強すぎるということになる。

本稿では、関係詞節が部分構造を含む場合にどのような特徴を示すのかを考察する。以下の議論はつぎのように構成されている。2 節では先行研究を概観し、制限的關係詞節が定冠詞と伴う場合と、不定冠詞を伴う場合でどのような意味の違いが生じるかをまとめる。3 節では部分構造を含む制限節に焦点を当て、その特徴を観察する。4 節では当該関係詞節の使用の問題について考察する。5 節では結論を述べる。

## 2. 先行研究

部分構造を含む関係詞節の考察の下準備として、一般的な関係詞節と冠詞の関係について整理しておこう。議論の便宜上、先行詞が定冠詞を伴う関係詞節を「定関係詞節」、先行詞が不定冠詞を伴う関係詞節を「不定関係詞節」と呼ぶことにする (cf. 廣瀬 (1995))。

熊山 (1985: 238) は関係詞節が不定冠詞を伴う場合について「2つか

それ以上のうちの1つ」という意味をもつと述べている。  
具体的な例でみよう。

- (8) a. This is a book which I bought yesterday.  
b. This is the book which I bought yesterday.

熊山はどちらの文にも「これは昨日買った本です」という日本語訳を与えているが、両者の意味上の差異について注釈をつけている。それによれば、(8a)は「2冊かそれ以上本を買ったがそのうちの1冊です」という意味を表し、(8b)は「買った本は1冊だけで、これがその本です」という意味を表す。この解釈の違いからわかるのは、不定関係詞節では不定冠詞の「排他性」が関係詞節を含めた名詞句全体に及び、定関係詞節では定冠詞の「唯一性」がやはり関係詞節を含めた名詞句全体に及んでいるということである<sup>4)</sup>。

定関係詞節が「唯一性（包括性）」を、不定関係詞節が「排他性」を表すことはつぎの最小対立からも確認できる。

- (9) a. This is a house that Jack built.  
b. This is the house that Jack built.

ミントン（1999）によれば、これらの関係詞節の解釈の違いはつぎのようにまとめられる。

- (10) (9a) の解釈

Jack は家を二軒以上建ており、a house はそのうちの一軒を指す。

- (11) (9b) の解釈

a. Jack は生涯で建てた家は一軒だけで the house がその家を指す。

- b. いろいろな人が建てた一群の家の中でジャックが建てた家は1軒だけで、the house がその家を指す。

(10) は不定関係詞節の場合で、不定冠詞の「排他性」により Jack が建てた家が二軒以上あることが含意される。一方、(11) は定関係詞節の場合で、定冠詞の「包括性」により Jack の建てた家の唯一性が保証される。(11a) では文字通り Jack が手がけた家がただ一軒であるが、(11b) ではひとまとまりの家の集合が問題になっていて、その中で Jack が建てたものが一軒だけという場合である。決定的な違いは、Jack が建てた家を生涯という長いスパンで見いだすか、それともある限られた空間（あるいは時間）で見いだすかにあるが、設定されたそれぞれの時間的・空間的な広がりの中で問題になる家が一軒になっていることが共通点している<sup>5)</sup>。

以上をふまえると、つぎの文法対立も納得がいく。

- (12) a. This is the house that I was born in.  
b. \*This is a house that I was born in.

この文法対は「これは私の生まれた家です」を意図しているが、通常は定関係詞節で表現しなければならない。ミントン (1999) は (12b) の滑稽さについて同じ人が2カ所以上の家で生まれるのは不可能だからと述べている。つまり、不定関係詞節では不定冠詞の排他性によって、関係詞節の内容、すなわち「わたしが生まれること」——一生に一回しか起こらないこと——が複数の家で起こることを意味することになり、現実世界の常識とは異なってしまうのである<sup>6)</sup>。このように関係詞節が一度きりの出来事を表す場合、包括性を備える定関係詞節がふさわしいということになる。

本節では関係詞節が定冠詞と不定冠詞をとる場合について、その意味解釈上の違いについて概観した。



### 3. 部分構造を含む関係詞節

ここからは部分構造を含む制限節に焦点を当て、不定関係詞節に限らず、定関係詞節も許容されることを主張する<sup>7)</sup>。

#### 3.1 不定関係詞節か定関係詞節か？

すでにみたように、Fetta (1974) による当該制限節の非文法的な例は定関係詞節になっていた。

- (16) a. \*The trucks each of which blocked the highway belonged to the independent truckers. (= (2a))  
 b. \*The proofs all of which are complex demonstrate the theorem. (= (3a))

この事実にもとづいて、河野 (2004) は部分構造を含む定関係詞節は許容されないと結論づけたものと思われる。

しかし、インフォーマント調査をしてみると、つぎのように先行詞の定性が常に部分構造を含む関係詞節の容認性を低下させるわけではないことがわかる。

- (17) a. This is a group of students all of whom failed the test.  
 b. This is the group of students all of whom failed the test.

この対は関係詞節の定・不定についてのみ異なる最小対立であるが、どちらも文法的である。具体的な文脈に当てはめて考えてみよう。たとえば5人の学生からなる3つのグループA, B, Cが同じ試験を受け、結果としてグループAだけがメンバー全員が試験に落ちた状況を想定すると、つぎのように表現することが可能である。

- (18) a. Group A is a group of students all of whom failed the test.  
 b. Group A is the group of students all of whom failed the test.

これらの関係詞節が確かに制限用法になっているのか検証する必要があるが、否定辞 *not* の挿入テストが有効である。一般的に非制限的關係詞節は否定のスコープには入らない (cf. 廣瀬 (1995))。

- (19) a. I did not buy a car which was blue.  
 b. \*I did not buy a car, which was blue.

つぎのように (18) に否定辞 *not* を入れた場合も文法性は変わらないことから、部分構造を含む関係詞節が制限用法になっていることがわかる。

- (18) a'. Group B is not a group of students all of whom failed the test.  
 b'. Group B is not the group of students all of whom failed the test.

言うまでもないことだが、(17) がどちらも文法的であるからと言って、これらの文が同じ意味を表すということにはならない。2節でみた定・不定関係詞節の特性をふまえると、不定関係詞節の (17a) は、5人のメンバー全員が試験に落ちたグループがグループA以外にも存在することを含意するが、定関係詞節の (17b) ではそのようなグループがグループA以外に存在しないことを含意する。

また、一見すると (17) の対は冠詞だけの違いみえるが、述部の解釈が異なる別な構文である。(17a) は「叙述文」(predicational sentence) であり、(17b) は「指定文」(specificational sentence) である。前者の述部は叙述的で、主語の状態・性質を表す関係にあり、(20a) のように

連結詞 (be 動詞) に続く述語を前置することはできない。これに対して、後者の述部は指定的で、変項である主語の値を指定する関係にあり、この場合には (20b) のように連結詞の前後を入れ替えることが可能である (cf. 関 (2001))。

- (20) a. \*A group of students all of whom failed the test is Group A.  
 b. The group of students all of whom failed the test is Group A.

このように部分構造を含む制限節は不定関係詞節に限られるわけではなく、定関係詞節も許容される。では、部分構造制約——部分構造の of 名詞が定でなければならないという条件——と先行詞の定性の折り合いはどのようにつけたらよいのだろうか。次節ではこの問題を検討する。

### 3.2 先行詞の定性と部分構造制約

すでにみたように、つぎの文法対 (再掲) は、関係詞節の内容が先行詞の定性に影響を与えることを示している。

- (21) a. This is the house that I was born in. (= (12a))  
 b. \*This is a house that I was born in. (= (12b))

関係詞節は「わたしが生まれた」という一生に一度しか起こらない出来事を表しているため、先行詞 *house* は包括性を示す定名詞にしなければならない。(21b) で不定名詞の *a house* が許容されないのは、不定冠詞ではその排他性によって、関係節の内容を満たすような先行詞が複数あることを含意してしまい、生家は誰にとっても唯一的であるという現実とは符合しないためである。

では、部分構造を含んだ関係詞節の場合ではどうだろうか。

- (22) Alice and Bertha belong to {a / the} group of students all of whom have blonde hair.

この例では、関係詞節の内容は「ブロンドの髪をした」という状態を表しているが、これだけで先行詞が唯一的に決定されることはない、すなわちブロンドの髪をした学生は不特定に存在するため、先行詞の定・不定には影響を与えない。A group of students か the group of students かは文脈によって決定されることになる。

インフォーマントに a group of students の場合と the group of students の場合のニュアンスの違いについて尋ねてみると、後者では「ブロンドの髪」がグループを区別する要因 (distinguishing factor) になっているのに対して、前者では「ブロンドの髪」はグループのメンバーに共通する偶然の (coincidental) 特徴である印象を受けるという。このニュアンスの違いは、まさに定冠詞の包含性と不定冠詞の排他性を裏付けている。すなわち、定関係詞節 the group of students all of whom have blonde hair では定冠詞の包含性によってブロンドの髪をしたグループは the group で指されるグループだけに唯一的に限定されるため、それがグループの特徴として解釈され、グループを区別する要因として解釈される。これに対して、a group of students all of whom have blonde hair では、不定冠詞の排他性によって他にも同じようなグループが存在することが含意され、結果として a group で指されるグループを編成する根拠はなにか他にあると解釈されるものと思われる。

部分構造を含む関係詞節には定・不定いずれも許容されることをみたが、ここで問題になるのは部分構造制約との兼ね合いである。すなわち、all of whom の of 名詞句は、部分構造制約から定名詞句でなければならないのに、関係代名詞の照応先である先行詞が不定名詞 a group of students であるのは部分構造の違反にならないのか、という問題である。結論から述べると、部分構造を含む関係詞節では先行詞の名詞そのものが部分構造制約の対象とはなるわけではないので不定関係詞節であろう

と、定関係詞節であろうと問題は生じない。このことをみるためには、部分構造を含む関係詞節における先行詞と部分構造の関係を考える必要がある。つぎの例でそれを考えてみよう。

- (23) A group of students all of whom failed the test went home disappointed.

先行詞 *a group of students* と関係詞節内の部分構造 *all of whom* を比較すると、前者は〈グループ〉を表しており、後者はそのグループの構成員である〈メンバー〉を指していることがわかる。つまり、(23)の意味するところは、複数あるグループのうちで構成員の全員が試験に落ちてしまった、そういう学生のグループが失望して家路についた、ということになる。このように、部分構造を含む関係詞節では先行詞の指示レベルと部分構造のそれが異なることに注意しなければならない。しかも、その指示レベルの差は、先行詞の指示レベルが〈グループ〉であれば、部分構造の指示レベルは〈メンバー〉というように、先行詞の指示レベルが、部分構造のそれよりも概念的に上位になっている。部分構造を含む関係詞節の構文的特徴をまとめると、「部分（〈メンバー〉）に言及することによって全体（〈グループ〉）の指示対象を決定する構文」ということになる<sup>8)</sup>。

先行詞と部分構造の指示レベルに注目して、あらためて河野（2004）のデータを洗いなおしてみると、多くの例において先行詞が〈グループ〉を合図する表現を伴っていることがわかる（波線は筆者）。

- (24) a. A set of words each of which differs from all the others by only one sound is called a minimal set. (P. Ladefoged, *A Course in Phonetics*, 24) (= (4a))
- b. In terms of their communicative *raison d'être*, clefts and pseudo-clefts belong to a set of constructions each of

which represents a marked variant of a communicatively ‘simpler’ sentence. (P. Collins, *Cleft and Pseudo-Cleft Constructions in English*, 53) (河野 (2004) の (6a))

- c. It [=The family of sets in A] is a family of sets each of which contains a certain “core” set as subset. (W. Ladusaw, *WCCFL* 1, 231) (河野 (2004) の (6d))

これらの例には a set of や a family of のような「まとまりを表す表現」が生じている。河野 (2004) は部分構造を含む制限節の実例を 8 つあげているが、そのうちの 3 つがこのような明示的な〈グループ〉指示表現を含んでいる。残りの大部分の例についても、〈グループ〉を合図する表現が生じていないものの、文脈上から〈グループ〉指示であることが推論できる<sup>9)</sup>。

- (25) a. Nevertheless Huddleston’s treatment of the cleft construction in terms of categories not all of which have been established on independent grounds, would seem to draw support from peculiar syntactic features of the construction. (P. Collins, *Cleft and Pseudo-Cleft Constructions in English*, 53) (= (4b))
- b. The present system has produced judges nearly all of whom were competent, and has largely avoided inflicting upon the public eccentrics and the unpleasant. (Times (93/01/12)) (河野 (2004) の (7b))
- c. “The idea for me was to show another side of the band that perhaps hadn’t been heard for a while and to make a record of songs not all of which were well known—a few unusual ones, done in a very direct, unembellished style,” says Jagger, 52, by phone from New York. (Los

Angeles Times (95/11/14)) (河野 (2004) の (7c))

(25a) は Huddleston が焦点化構文 (the cleft construction) の分析で用いる範ちゅう (categories) について述べている。ここでの範ちゅうとは、言語学で用いられる範ちゅうのすべてを指すのではなく、その一部分 (真部分集合) であることが言語学の背景知識をもつ読者なら容易に推論できる。その部分集合とは、一部が独立した根拠をもたないような範ちゅうであり、独立した根拠をもった範ちゅうの集合と対比されている。

(25b) は現行の制度 (the present system) によって輩出された裁判官 (judges) についての記述である。当該裁判官は、従来の制度によって輩出された裁判官の集合 (おそらく現行制度による裁判官とは違って不適任者が散見されるのだろう) とは区別されている。この意味において、現行の制度による裁判官はまとまりをなしているとみなせる。

(25c) はレコードの収録曲に関するものである。その曲とは必ずしもすべてがなじみのある曲ではない——非常に素直に、装飾音を付けずに演奏された意外な曲 (a few unusual ones [songs], done in a very direct, unembellished style) を含んでいる。この場合、通常のレコードにみられるような、なじみのある曲ばかりで構成された、一般的な曲 (usual songs) のまとまりと対比的に用いられている。

これまでみてきたように、河野 (2004) の提示している部分構造を含む関係詞節の実例のほとんどは先行詞に〈グループ〉指示を合図する表現を伴っているか、あるいは対比される〈グループ〉が文脈から推論できる場合である。では、先行詞がグループ指示で、部分構造がメンバー指示であるという特性は、部分構造制約に対してどのような意味をもつのだろうか。結論から言えば、〈グループ〉が不特定であっても、そのメンバーは特定になっているため、メンバー指向の部分構造は自動的に部分構造制約を満たすことになる。

冒頭でみたように、制限節は、不定関係詞節の場合には制限機能をもつ。A group of students all of whom failed the test を例にとると、メン

バーの全員が試験に落ちたという情報によって複数個あるグループをふるいにかけ、合致するものを抽出する機能である。ここで重要なのは、グループを抽出するためにはそのメンバーに言及しなければならない、ということである。つまり、下位概念である〈メンバー〉に言及することによって、上位概念の〈グループ〉を決定するわけである。具体的には、抽出対象のグループが存在するという事は、そのメンバーはすでに確定していることを意味する。言い換えると、メンバーが確定していなければ、グループは成立せず、単なる学生の集団になってしまうのである。したがって、先行詞（グループ指示）が不定であっても、そのメンバーは定であると考えなければ、関係詞節によってグループを抽出することはそもそも不可能である。この前提が与えられると、部分構造が言及する〈メンバー〉の指示対象は定であるということになるため、部分構造制約は満たされることになる。

一方、制限節が定関係詞節の場合には、制限機能はもたず、関係詞節は先行詞の定性を支えているだけである。不定関係節にみられるような先行詞の適用範囲を決める働きはなくとも、〈メンバー〉に言及することによって聞き手にどのグループを問題にしているかを合図しているわけだから、やはりメンバーは確定している（定である）と考えなければならない。安井（2000）の表現を借用すれば、定関係詞節の機能とは「先行詞の定性をいわば老婆心的、だめ押し的に支えている」ものであるから、問題にするグループを聞き手に知らせるためには、関係詞節で言及されるメンバーはあらかじめ指示的に決定されていなければならないわけである<sup>10)</sup>。

#### 4. 部分構造を含む制限節の容認性

前節では部分構造を含む関係詞節において、先行詞と部分構造の指示レベルの関係が、概念的には〈グループ〉と〈メンバー〉という上下関係を結んでいることを指摘した。さらに、この特性によって先行詞の



定・不定にかかわらず部分構造制約が満たされることをみた。

本節ではまず Fetta (1974) の例を再考し、つぎにどのような状況で部分構造を含む関係詞節が容認されるのかを考察する。

- (26) a. \*The trucks each of which blocked the highway belonged to the independent truckers. (= (2a))  
 b. \*The proofs all of which are complex demonstrate the theorem. (= (3a))

ここでの問題は、河野が指摘しているような定関係詞節に部分構造が含まれていることではない。先行詞が〈グループ〉を合図する表現を伴っておらず、またそれを推論できるような文脈がないことが原因であると思われる。

具体的に考えてみよう。(26a) では the trucks だけでは特定の複数台のトラックを指示し、その述部 (belong to the independent truckers) も〈グループ〉に対する記述ではなく、個別のトラックについての記述になっている。以上の点を解決すると、つぎのように容認性がある。

- (27) ?A group of trucks each of which blocked the highway belong to a famous transporting company.

ここで前提とされる文脈は、トラックのグループが複数あって、そのうちの1つのメンバーが次々とハイウェイをふさいでしまった状況である。

(26b) についても、同様の操作を施してみたが、こちらは文法性をあげることがほとんどできなかった。

- (28) ?\*A {set / group} of proofs all of which are complex demonstrate the theorem.

Cf. A complex {set / group} of proofs demonstrate the theorem.

原因の詳細については、今後の課題としたいが、おそらくつぎのことが関わっていると思われる。すなわち、proof の集合のうち、demonstrate the theorem できるものはそもそも一部分であって、その真部分集合のなかでさらに complex なものと、対照的に simple なものを想定しなければならぬ煩雑さによるのではないか。

最後に、部分構造を含む関係詞節の使用に関する問題について述べておきたい。この種の関係詞節は、通常の関係詞節よりも複雑な文脈を要求する。たとえば、単一もしくは複数のグループの存在を前提とし、そのメンバーに関する記述から先行詞を決定する、いわばボトムアップ的な構文である。つぎの例で比較してみると、その違いがわかる。

- (29) a. ?A group of trucks each of which blocked the highway belong to a famous transporting company. (= (27))  
 b. All the trucks which blocked the highway belong to a famous transporting company.  
 c. The trucks, all of which blocked the highway, belong to a famous transporting company.

厳密にはこれらの文は意味を異にする。(29a) では複数のトラックのグループの存在が前提とされ、そのメンバーに焦点を当て、全てのメンバーがハイウェイをふさいだようなグループを抽出している。一方、(29b) ではグループを考えずに、トラックを個別的に扱い、ハイウェイをふさいだトラックを問題にしている。意味を処理する上では、〈グループ〉と〈メンバー〉の関係を扱う関係詞節のほうが、単にここのトラックを問題にする関係節よりも複雑になる。また、(29c) のように非制限節を用いた表現も可能である。この場合には、あらかじめ指示の確定したトラックについて、付加的に情報を加えるだけなので、そもそも指示決定の手続きが不要である。

このように日常の使用頻度から言えば、部分構造を含む制限節の使用

はかなり限定されていることは間違いない。しかし、状況によっては、部分構造を含む制限節の機能に頼らなければ表せないものも存在する。たとえば、つぎの例はその典型である。

- (30) A team of runners all of whom set their best time won the relay race.

先行詞は a team of runners で〈グループ〉を指示し、制限節はその〈メンバー〉について全員がベストタイムを出したという内容によって先行詞の適用範囲を限定し、主節の述語は「駅伝競走で総合優勝する」という〈グループ〉指向になっている（個別の runner には適用できない述語であることに注意）。この場合には、(29b) のように数量詞 (all) を先行詞の指定辞の位置に置くことによって部分構造を回避することもできないし、(29c) のように非制限節をつづけることも難しい。つまり、(30) は解釈上の処理を複雑にする、〈グループ〉と〈メンバー〉の関係が求められる状況であるといえる。このような場合には、(27) や (28) よりも容易に容認される。

## 5. 結 論

本稿では、関係詞節が不定の先行詞をとる場合（不定関係詞節）と定関係詞節をとる場合（定関係詞節）の意味的な特性をまとめたうえで、部分構造が関係詞節に生じた構文を考察した。河野（2004）の主張に反して、部分構造を含む関係詞節は不定関係詞節だけでなく、定関係詞節も許容されることを示した。当該関係詞節では、先行詞と部分構造の間に〈グループ〉と〈メンバー〉という概念的な上下関係が成立しており、定・不定関係詞節のいずれにおいても〈メンバー〉に言及して〈グループ〉に移行するボトムアップ的な解釈上の処理が行われていることを指摘し、この特性によって部分構造制約が自動的に満たされることを主張

した。最後に、部分構造を含む関係詞節の使用頻度がかなり限定されることにふれ、それが解釈上の〈グループ〉と〈メンバー〉という二つの概念を扱う煩雑さに由来することを指摘した。

## 注

- 1) すべての関係詞節が制限用法か非制限用法に明確に分類できるわけではない。形式的には制限的關係詞節であるのに、意味的には非制限的關係詞節である例もみられる。たとえば、*there* 構文に關係詞節が生じた場合がそうである。

(i) *There are many Americans who like opera.*

一般的な關係詞節であれば、*many* は *Americans who like opera* 全体を修飾し、結果として「オペラ好きなアメリカ人のうちの多くは…」という解釈になるはずだが、*there* 構文の場合は *many* と *Americans* の結びつきが強く、「多くのアメリカ人はオペラ好きである」という解釈になる。

- 2) ただし、定冠詞には総称用法があり、つぎの例の *the tulip* のように不特定のチューリップ (= *tulips*) を指す場合もある。

(i) *For such a beautiful flower, the tulip has rather a murky past.*

(Collins Wordbank)

- 3) 河野は「部分構造」の代わりに「部分表現」(*partitive expression*) という用語を用いている。
- 4) 安井 (2000) はつぎの例において不定冠詞の排他性が先行詞のみに適用され、關係詞節の内容にまでは及ばないと主張している。

(i) *This is a knife with which he cuts meat.*

この主張が正しければ、不定冠詞の排他性は先行詞の *knife* にしか適用されないため、關係詞節の解釈は「(他にも包丁はあるかもしれないが、その中で) 彼が肉を切るために用いる 1 本の包丁」であって、「何本もある肉切り包丁のうちの 1 本」とはならないことになる。しかし、実際には複数のインフォーマントが、「彼が肉を切るのに用いる包丁」の複数性を読み込むようである。そして何よりも、あとで考察する (12) の言語事実を説明するためには、不定冠詞の排他性が關係節を含む名詞全体に及ぶと考えなければならないと思われる。

- 5) 同じ理屈から言えば、(8b) の *This is the book that I bought yesterday.* も文字通り本を一冊しか買っていない場合と、本を見いだす空間の範囲を狭めることで複数の本を買った解釈が可能はずである。たとえば、広島市内で一

冊、福山市で一冊の本を買った状況で、広島市内を問題にした文脈が与えられれば容認されることを予測する。しかし、インフォーマント調査をしてみると、上記の文は購入した本が文字通り一冊だけとるのが自然なようである。同じ話者が (9b) についてはミントン (1999) と同様、(11) のような二つの解釈を認める (ただし、(11a) の解釈がより自然で、(11b) の解釈は文脈の支えを必要とする)。(8b) と (9b) で解釈の可能性に差が出るのは、「家を建てる」(build a house) と「本を買う」(buy a book) でイベントの時間的な特性の違いによるものと思われる。すなわち、「家を建てる」にはある程度の時間の幅 (日数) を要するが、「本を買う」については、それを要しない。この違いによって、本の場合には同一日に購入したものは空間的な違いがあってもひとまとまりにとらえられるが、家の場合は出来事がある程度の時間的な幅をもつため、それぞれの家はいわば独自の時間と空間の広がりにとらえられることとなり、これが空間上の範囲の設定に応じて問題になる家の数に変化するゆえんであると思われる。

- 6) 仮に前世の記憶をもっている人が、現世の自分ではなく、前世の自分の生家を問題にする場合には、自分が複数回生を受けていることが前提になるので (12b) がふさわしいことになる。また、小説などのフィクションでそのような登場人物を設定した場合にも、(12b) の滑稽さはなくなる。
- 7) 本稿で考察する「部分構造を含む関係詞節」とは先行詞が部分構造の〈全体〉を担うものを指す。したがって、河野 (2004) の取り上げているつぎのような例は考察の対象からはずす。

- (i) He married a woman none of whose children have learned the value of silence. (河野 (2004) の (3))

この例では、先行詞は部分構造において〈全体〉に相当する children の所有指定辞にすぎない。部分・全体の関係は、none と (a woman's) children の間に成立しているのであって、none と a woman との間に成立しているのではないことに注意しなければならない。

- 8) 田中 (2003) は当該関係詞節には〈グループ〉と〈メンバー〉の概念関係のほか、つぎのように〈タイプ〉と〈トークン〉の概念関係も認められことを指摘している。

- (i) This is the book two covers of which I bought yesterday.

この場合、先行詞は本のタイトル (〈タイプ〉レベル) を表し、部分構造は同一タイトルの具体的な本 (〈トークン〉レベル) を表している。ここでは詳細には立ち入らないが、概念上の上下関係は〈タイプ〉と〈トークン〉、〈グループ〉と〈メンバー〉で並行的である。

9) 河野はつぎの例も部分構造を含む制限節の実例とみなしているが、これはコンマが用いられていないけれども、非制限節で解釈するのが適切な例だと思われる。

(i) Don't worry about upkeep, modernization, earthquake preparedness all of which cost money. (*Los Angeles Times* (95/04/20)) (河野 (2004) の (7d))

10) このように表現すると、非制限的關係詞節と定關係詞節の区別が不明瞭になるかもしれない。この点について安井 (2000) は、非制限的關係詞節は先行詞の定性を支える機能をもたず、すでに指示的に確定した先行詞に「後追いの、挿入的」に情報を加えるだけである、と説明している。

### 参 考 文 献

- 河野継代 (2004) 「部分表現と共起する制限的關係詞節の關係詞」, 『英語青年』第149巻第10号, 630-631.
- 熊山晶久 (1985) 『用例中心 英語冠詞用法辞典』, 大修館, 東京.
- 関 茂樹 (2001) 『英語指定文の構造と意味』, 開拓社, 東京.
- 田中秀毅 (2003) 「部分構造と關係詞節に共通する機能について」, 森あおい他『英語世界のナビゲーション』167-209, 青踏社, 東京.
- 廣瀬幸生 (1995) 「關係節」, 藤武生・原口庄輔・鈴木英一 (編) 『英文法への誘い』231-146, 開拓社, 東京.
- ミントン, T. D. [安武内ひろし訳] (1999) 『ここがおかしい日本人の英文法』, 研究社, 東京.
- 安井 稔 (2000) 「關係詞節とその先行詞」, 『英語青年』第146巻第9号, 578-582.
- Fetta, Michael (1974) "The Syntax of English Restrictive and Appositive Relative Clauses," unpublished dissertation, New York University.
- Jackendoff, Ray (1977) *X̄ Syntax: A Study of Phrase Structure*, MIT Press, Massachusetts.
- Smith, Carlota (1964) "Determiners and Relative Clauses in a Generative Grammar of English," *Language* 40, 37-52.